

第46号議案 品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」および「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の発布に伴い規定整備を行う。

2 改正内容

副食費の負担対象から、次の世帯等を除く規定を設ける。

- ・年収約360万円未満の世帯。
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども（小学校3年生以下の兄弟まで多子判定の対象）。

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表（案）」のとおり

4 適用日

令和元年10月1日

品川区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および<u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）ならびに</u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。 2 この条例において、「法定代理受領」とは、法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）または法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定教育・保育（特別利用保育および特別利用教育を含む。次条第1項および第2項において同じ。）または特定地域型保育（特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。次条第1項および第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (一般原則) 第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容</u>および水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 (第2項から第4項まで省略) (内容および手続の説明ならびに同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>教育・保育給付認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (第2項から第6項まで省略)	(定義) 第2条 この条例で使用する用語の意義は、法および児童福祉法（昭和22年法律第164号）で使用する用語の例による。 2 この条例において、「法定代理受領」とは、法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）または法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により区が支払う特定教育・保育（特別利用保育および特別利用教育を含む。次条第1項および第2項において同じ。）または特定地域型保育（特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。次条第1項および第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、<u>支給認定保護者</u>に代わり特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (一般原則) 第3条 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ<u>適切な内容</u>および水準の特定教育・保育または特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 (第2項から第4項まで省略) (内容および手続の説明ならびに同意) 第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った<u>支給認定保護者</u>（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (第2項から第6項まで省略)

新	旧
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>教育・保育給付認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項に規定する場合において、特定教育・保育施設は、第2項および前項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整および要請に対する協力) 第7条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項にお	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4 前2項に規定する場合において、特定教育・保育施設は、第2項および前項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、当該選考を行わなければならない。 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整および要請に対する協力) 第7条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項にお

新	旧
いて同じ。)は、法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>および保育必要量等確かめるものとする。 (<u>教育・保育給付認定</u>の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>教育・保育給付認定保護者</u>が受けている<u>教育・保育給付認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>について、小学校および義務教育学校の前期課程における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、義務教育学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければなら	いて同じ。)は、法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、<u>支給認定保護者</u>の提示する支給認定証によって、<u>支給認定の有無、支給認定子ども</u>の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、<u>支給認定の有効期間</u>および保育必要量等確かめるものとする。 (<u>支給認定</u>の申請に係る援助) 第9条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定</u>の変更の認定の申請が遅くとも<u>支給認定保護者</u>が受けている<u>支給認定の有効期間</u>の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。 (心身の状況等の把握) 第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、小学校および義務教育学校の前期課程における教育または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他小学校、義務教育学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

新	旧
ない。 (利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額</u>をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (第1号および第2号省略)	(利用者負担額等の受領) 第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（<u>特別利用保育および特別利用教育を含む。以下この条および次条において同じ。</u>）を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（<u>法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する区が定める額とする。）</u>をいう。）の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（<u>その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額</u>）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額</u>）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額</u>）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (第1号および第2号省略)

新	旧
(3) 食事の提供 <u>(次に掲げるものを除く。)</u> に要する費用 ア <u>次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</u> <u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</u> <u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)</u> 57,700円 <u>(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)</u> イ <u>次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)</u> <u>が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)</u> <u>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)</u>である者 <u>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)</u>である者 ウ <u>満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</u> (第4号省略) (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされ	(3) 食事の提供に要する費用 <u>(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</u> (第4号省略) (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされ

新	旧
るものに係る費用であつて、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項および第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価または外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談および援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子どもまたは当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に	るものに係る費用であつて、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定教育・保育施設は、第3項および第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費<u>(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)</u>の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u>に対し、当該<u>支給認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価または外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談および援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子どもまたはその保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わな

新	旧
対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>教育・保育給付認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>教育・保育給付認定保護者</u>に関する区への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (第1号から第4号まで省略) (5) <u>第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける</u>費用の種類、支払を求める理由およびその額 (第6号から第11号まで省略) (勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	なければならない。 (緊急時等の対応) 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに<u>支給認定子ども</u>に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該<u>支給認定子どもの保護者</u>または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。 (<u>支給認定保護者</u>に関する区への通知) 第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている<u>支給認定子どもの保護者</u>が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。 (運営規程) 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (第1号から第4号まで省略) (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u>費用の種類、支払を求める理由およびその額 (第6号から第11号まで省略) (勤務体制の確保等) 第21条 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

新	旧
(第3項省略) (<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分または特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>教育・保育給付認定子ども</u>またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、義務教育学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学	(第3項省略) (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則) 第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分または特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園および保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等) 第27条 特定教育・保育施設の職員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た<u>支給認定子ども</u>またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、義務教育学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>支給認定子ども</u>に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該<u>支給認定子どもの保護者</u>の同意を得ておかなければならない。 (情報の提供等) 第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学

新	旧
校就学前子どもに係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 (第2項省略) (苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子どもまたは教育・保育給付認定保護者</u>その他の当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>教育・保育給付認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 (第2項省略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該区の職員からの質問もしくは特定教育・保育施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および<u>教育・保育給付認定子ども等</u>からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。 (第5項省略) (事故発生の防止および発生時の対応) 第32条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (第3項省略)	校就学前子どもに係る<u>支給認定保護者</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 (第2項省略) (苦情解決) 第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子どもまたは支給認定保護者</u>その他の当該<u>支給認定子ども</u>の家族（以下この条において「<u>支給認定子ども等</u>」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 (第2項省略) 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により区が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該区の職員からの質問もしくは特定教育・保育施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および<u>支給認定子ども等</u>からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。 (第5項省略) (事故発生の防止および発生時の対応) 第32条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該<u>支給認定子ども</u>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (第3項省略)

新	旧
4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (第1号省略) (2) 第12条<u>の規定による特定教育・保育</u>の提供の記録 (3) 第19条<u>の規定による</u>区への通知の記録 (第4号および第5号省略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に定める基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む</u>ものとして、<u>この章</u>(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同	4 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。 (記録の整備) 第34条 (第1項省略) 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (第1号省略) (2) 第12条<u>に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項</u>の提供の記録 (3) 第19条<u>に規定する</u>区への通知の記録 (第4号および第5号省略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に定める基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を<u>含む</u>ものとして、<u>本章</u>(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保

新	旧
じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同号または同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、<u>第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</u> （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に定める基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、<u>施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む</u>ものとして、<u>この章</u>（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号<u>または第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>」と、<u>「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるの</u>	育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同号または同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」と<u>する。</u> （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に定める基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を<u>含む</u>ものとして、<u>本章</u>（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>」と、<u>第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする。</u>

新	旧
は「<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項第3号イ(ア)中「<u>教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>」と、同号イ(イ)中「<u>を除く</u>」とあるのは「<u>ならびに特別利用教育を受ける者を除く</u>」とする。 (利用定員) 第37条 特定地域型保育事業<u>（事業所内保育事業を除く。）</u>の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）<u>の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下</u>、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条の小規模保育事業A型をいう。）および小規模保育事業B型（同条の小規模保育事業B型をいう。）にあっては<u>6人以上19人以下</u>、小規模保育事業C型（同条の小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。）にあっては<u>6人以上10人以下</u>、居宅訪問型保育事業にあっては<u>1人</u>とする。 (第2項省略) (内容および手続の説明ならびに同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (第2項省略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下こ</u>	(利用定員) 第37条 特定地域型保育事業<u>のうち、家庭的保育事業にあってはその</u>利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）<u>の数を1人以上5人以下とし</u>、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条の小規模保育事業A型をいう。）および小規模保育事業B型（同条の小規模保育事業B型をいう。）にあっては<u>その利用定員の数を6人以上19人以下とし</u>、小規模保育事業C型（同条の小規模保育事業C型をいう。付則第6項において同じ。）にあっては<u>その利用定員の数を6人以上10人以下とし</u>、居宅訪問型保育事業にあっては<u>その利用定員の数を1人</u>とする。 (第2項省略) (内容および手続の説明ならびに同意) 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>利用者負担</u>その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 (第2項省略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定保護者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもおよび特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>の総数が、当該

新	旧
<u>の章において同じ。)</u>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>満3歳未満保育認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。	特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>支給認定</u>に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる<u>支給認定子ども</u>が優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3 前項に規定する場合において、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>教育・保育給付認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。	3 前項に規定する場合において、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ<u>支給認定保護者</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。
4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整および要請に対する協力)	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>支給認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 (あっせん、調整および要請に対する協力)
第40条 (第1項省略)	第40条 (第1項省略)
2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)	2 特定地域型保育事業者は、<u>法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (心身の状況等の把握)
第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)	第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>支給認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 (特定教育・保育施設等との連携)
第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。	第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、および必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園または保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

新	旧
(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談および助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (第2号省略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>満3歳未満保育認定子ども</u>にあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る<u>教育・保育給付認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 (第2項省略) 3 事業所内保育事業<u>(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。)</u>を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>同項第1号</u>および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>について、連携施設または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。	(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>支給認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談および助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (第2号省略) (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた<u>支給認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する<u>支給認定子ども</u>にあつては、第37条第2項のその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該<u>支給認定子ども</u>に係る<u>支給認定保護者</u>の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 (第2項省略) 3 事業所内保育事業<u>を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの</u>については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、<u>第1項第1号</u>および第2号に係る連携協力を求めることを要しない。 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>支給認定子ども</u>について、連携施設または他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、<u>支給認定子ども</u>に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。 (利用者負担額等の受領) 第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育<u>(特別利用地域型保育および特定利用地域型保育を含む。以下この条および第50条において準用する第14条において同じ。)</u>を提供した際は、<u>支給認定保護者</u>から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（<u>当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する区が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場</u>

新	旧
2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>教育・保育給付認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 （第1号から第3号まで省略） （4）前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対	<u>合にあっては同項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</u> 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、<u>支給認定保護者</u>から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（<u>その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額</u>）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額</u>）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（<u>その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額</u>）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 （第1号から第3号まで省略） （4）前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付し

新	旧
し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項および第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (第1号から第4号まで省略) (5) <u>第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける</u>費用の種類、支払を求める理由およびその額 (第6号から第11号まで省略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (第3項省略) (記録の整備) 第49条 (第1項省略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (第1号省略)	なければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項および第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途および額ならびに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (第1号から第4号まで省略) (5) <u>支給認定保護者から受領する利用者負担その他の</u>費用の種類、支払を求める理由およびその額 (第6号から第11号まで省略) (勤務体制の確保等) 第47条 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (第3項省略) (記録の整備) 第49条 (第1項省略) 2 特定地域型保育事業者は、<u>支給認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (第1号省略)

新	旧
(2) 次条において準用する第12条<u>の規定による特定地域型保育</u>の提供の記録 (3) 次条において準用する第19条<u>の規定による</u>区への通知の記録 (第4号および第5号省略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所および特定地域型保育</u>について準用する。この場合において、<u>第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」について</u>と、<u>第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と</u>、<u>第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と</u>、<u>同条第1項中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と</u>、<u>同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と</u>、<u>第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子どもおよび</u>特定地域型保育事業所を現に利用している<u>満3歳未満保育認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては、当該</u>特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	(2) 次条において準用する第12条<u>に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項</u>の提供の記録 (3) 次条において準用する第19条<u>に規定する</u>区への通知の記録 (第4号および第5号省略) (準用) 第50条 第8条から第14条まで(第10条および第13条を除く。)、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、<u>特定地域型保育事業</u>について準用する。この場合において、<u>第14条第1項中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。</u> (特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子どもおよび</u>特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども</u>(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては当該</u>特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

新	旧
3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。次条第3項において同じ。））、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に」とあるのは「同項第3号に」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u> (特定利用地域型保育の基準)	る。 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を<u>含むものとして、本章（第39条第2項および第40条第2項を除く。）</u>の規定を適用する。 (特定利用地域型保育の基準)

新	旧
第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>および特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては、当該</u>特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、<u>地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含む</u>ものとして、<u>この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）</u>」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>」とする。 付 則 (第1項省略) (特定保育所に関する特例)	第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項の地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>および特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に<u>あつては当該</u>特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を<u>含む</u>ものとして、<u>本章</u>の規定を適用する。 付 則 (第1項省略) (特定保育所に関する特例)

新	旧
2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。））を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、または受けようとしたとき」とし、第6条および第7条の規定は適用しない。</u> (第3項省略)	2 特定保育所が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「<u>（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。））」とあるのは「定める額をいう。））」と、第13条第2項中「<u>（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、第13条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、区の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、または受けようとしたとき」とし、第6条および第7条の規定は適用しない。</u></u> (第3項省略) <u>（施設型給付費等に関する経過措置）</u> 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育または特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「<u>法第27条第3項第2号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第1号イに規定する区が定める額</u>」と、「<u>法第28条第2項第2号に規定する区が定める額</u>」とあるのは「<u>同項第2号ロ(1)に規定する区が定める額</u>」と、「<u>同項第3号</u>」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）</u>」とあるのは「<u>法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）</u> および同号ロに規定する区が定める額」と、「<u>法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）</u>」とあるのは「<u>同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の</u>

新	旧
<u>4</u> (省略) <u>5</u> (省略) <u>付 則</u> <u>この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。</u>	<u>額) および同号ロ(2)に規定する区が定める額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第28条第 2 項第 3 号」とする。</u> <u>5 特定地域型保育事業者が法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第 1 項中「法第30条第 2 項第 2 号に規定する区が定める額」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(1)に規定する区が定める額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第30条第 2 項第 3 号」と、第43条第 2 項中「法第30条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第 9 条第 1 項第 3 号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額) および同号イ(2)に規定する区が定める額」と、「同項第 3 号」とあるのは「法第30条第 2 項第 3 号」とする。</u> <u>6</u> (省略) <u>7</u> (省略)